

平成 26 年 9 月 17 日

貸金業者各位

日本貸金業協会  
会 員 業 務 部

### 反社情報に係る重要なお知らせ

標記のことにつきまして、別添のとおり協会の皆様にお知らせしております。

つきましては、協会に加入されていない貸金業者の皆様におかれましても、当該お知らせの内容をご理解いただき、貸金業法第 24 条の 6 の 12 及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ-1-2 の趣旨を踏まえご対応くださいますようお願いいたします。

(参考)

#### 【貸金業法】

##### (貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督)

第二十四条の六の十二 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者であつて貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護に欠けることのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

#### 【貸金業者向けの総合的な監督指針】

##### Ⅲ-1-2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督

非協会員に対する監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 非協会員の社内規則等については、「Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目」の各項目の主な着眼点に加え、協会の自主規制規則の水準に則った適切な社内規則等の作成・変更を命じることとする。なお、自主規制規則の水準に満たない内容等の社内規則等に係る承認申請があった場合、その理由等について法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき報告を求め、当該非協会員の規模や特性を踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から問題がないかどうか検証することとする。
- (2) 非協会員については、協会による調査・監査が機能しないことに留意し、オンサイト及びオフサイトのモニタリングをより強化して業務実態の把握に努め、協会員との衡平性を確保した厳正な監督にあたるものとする。
- (3) 非協会員について、資金需要者等の利益の保護の観点から問題が認められた場合、協会による改善指導が機能しないことに留意し、行政処分の内容を検討するものとする。
- (4) 略

協会員各位

日本貸金業協会  
会 員 業 務 部

## 反社情報に係る重要なお知らせ

平成 26 年 6 月の「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」といいます。）並びに「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「自主規制基本規則等」といいます。）等の改正を踏まえ、反社情報に係る重要なお知らせをいたします。

### 1. 反社情報を一元的に管理したデータベースを構築すること

改正監督指針において、貸金業者は、反社情報を一元的に管理したデータベースの構築、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制の整備が求められ、改正自主規制基本規則等においても「協会員が、反社会的勢力による被害を防止するためには、当協会、業界団体等又は全国暴力追放運動推進センターから提供された、反社情報を積極的に活用する必要があります。」とされておりますので至急対応を図る必要があります。

当協会では、協会員の皆様への支援策として、改正自主規制基本規則等に基づき「特定情報照会サービス」の提供を開始しております。

当該サービスの利用によって反社情報を一元的に管理したデータベースの構築等に係る体制整備が可能となりますのでご活用ください。（詳しくは協会員専用サイトの「反社会的勢力による被害の防止」関連ページをご覧ください。）

### 2. 簡便な事後検証システムの提供の予定

監督指針は、適切な事後検証の実施として「反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。」を評価項目としており、また、当協会の「特定情報照会サービス」を利用している場合においては、最低年 1 回、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うものとしておりますので注意が必要です。（規程記載例 2の2 「反社会的勢力による被害の防止」参照）

現行の「特定情報照会サービス」においては、照会対象者 1 名ずつ入力する方法としていますが、協会員からの要望もあり、現在、「フィードバックサービス（仮称）」を検討しております。

この「フィードバックサービス（仮称）」とは、当協会が「特定情報照会サービス」に係る業務を委託している株式会社日本信用情報機構（以下「JICC」といいます。）に利用協会員が債権を登録している場合、利用協会員の要請に基づき、JICCが年 1 回、当該登録債権について反社会的勢力に関する情報とマッチングさせ、その結果をフィードバックするというものであり、このサービスを活用することによって、事後検証を行うための態勢が整備されるというものです。

この制度内容及び実施時期については、別途ご案内いたしますが、年内スタートを目処として開発を検討しております。

本件に係る問合せ先  
会員業務部 03-5739-3014